

○大学強化指定クラブスポーツ特別奨学金規程

平成18年9月29日

制定

改正 平成24年3月13日大学規程第17号
平成24年4月27日大学規程第29号
平成27年4月25日大学規程第4号
平成29年11月17日大学規程第8号
平成30年10月27日法人規則第5号
平成31年3月23日法人規則第9号
令和元年5月17日大学規程第2号
令和元年12月21日大学規程第23号
令和3年3月27日大学規程第20号
令和4年2月18日大学規程第49号

(目的)

第1条 この規程は、強化指定クラブのクラブ活動を通じた京都先端科学大学の発展に資することを目的として給付する強化指定クラブスポーツ特別奨学金（以下「本奨学金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本奨学金の給付対象者は、強化指定クラブに属する者で、スポーツ選手として優れた才能を有し、かつ、在学期間中にスポーツ競技力の向上及び勉学を両立させる者とする。

強化指定クラブとは、大学クラブ規程及び大学強化指定クラブ内規に基づいて指定されたクラブとする。

(奨学金種別及び額)

第3条 本奨学金の額は、次の各号に定める種別に従い、給付奨学生が各年度に納入すべき入学金、授業料及び施設設備費の額に当該各号の割合を乗じて定める。

(1) 第一種 10割

(2) 第二種 5割

(併給)

第4条 大学が給付する他の奨学金との併給は、認めない。ただし、学修支援給付奨学金及び大学以外の組織が給付する奨学金についてはこの限りではない。

(期間)

第5条 第3条に定める本奨学金の給付は、学期毎に行い、4年間（最低修業年限）を給付限度とする。

（給付時期及び方法）

第6条 本奨学金の給付時期は、原則として春学期は7月、秋学期は12月とし、当該学期の授業料、施設設備費に各号の割合を乗じた額を減免する方法で行う。

なお、1年生春学期は入学手続時納付金に各号の割合を乗じた額を減免する方法で行う。

（選考及び採用）

第7条 給付奨学生の選考及び給付額の決定に関わる審議は、大学学生委員会において行い、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

（採用通知）

第8条 学長は、前条により給付奨学生を決定したときは、給付奨学生本人若しくは保護者（保証人）に対し、遅滞なく通知するものとする。

（提出書類）

第9条 給付奨学生として採用された学生は、所定の誓約書を速やかに提出しなければならない。

（奨学生の義務）

第10条 給付奨学生は、入学時に当該制度の趣旨について理解し、成績の維持に努める。

（異動）

第11条 給付奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに学生部学生センターに書面により届け出なければならない。

- (1) 本人又は保護者（保証人）の氏名、住所その他の届出事項に変更が生じたとき
- (2) 保護者（保証人）を変更するとき
- (3) 入学を辞退し、又は休学若しくは退学をするとき
- (4) 休部又は退部をするとき。

（資格停止）

第12条 本奨学金の給付は、次の各号による見直しを行い、停止することがある。

- (1) 過年度の活動状況。
- (2) 修得単位が14単位以下の学期が2回連続した場合。ただし、3年生春学期終了時に110単位（卒業要件の対象となる科目の単位）を修得したときには、3年生秋学期以降につき、修得単位数条件は課さないこととするが、3年生秋学期及び4年生春学期につき、最低2単位は修得しなければならない。

(3) その他大学学生委員会が必要と認めたとき。

(再開)

第13条 前条により本奨学金の給付を停止された者について停止の原因となった状況が改善されたときは、本奨学金の給付は、再開する。

(資格喪失及び繰上げ採用)

第14条 給付奨学生は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 入学を辞退したとき。
- (2) 除籍をされ、又は、退学をしたとき。
- (3) 退部をしたとき。
- (4) 出願書類等の提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 本学の学生としてふさわしくない行為があったとき。

(返還)

第15条 本奨学金は、返還することを要しない。ただし、前条第4号又は第5号により資格を喪失した場合は、採用時に遡って返還義務が生じるものとする。

(決定及び認定)

第16条 第12条から前条に関する審議は、大学学生委員会において行い、当該学生の所属する学部の教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(所管)

第17条 本規程に関する所管は、学生部学生センターとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(組織の再編による改正他)

附 則

この改正は、平成24年4月1日から適用する。(規則等の区分及び制定等規則及び同細則による改正、クラブ関連規程の整備に伴う強化指定クラブの定義に関する改正)

附 則

この改正は、平成27年4月1日から適用し、平成28年度入学者から適用する。(支給の

停止基準の変更に伴う改正)

附 則

この改正は、平成29年10月1日から適用する。(併給調整に伴う改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(事務組織の改編に伴う改正)

附 則

この改正は、令和元年6月1日から施行する。(学年の呼称統一に伴う改正)

附 則

この改正は、令和2年1月1日から施行する。(条項・文言の統一に伴う変更、学内成績
基準表記の変更)

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。(事務組織の改編等による改正)

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。(併給文言変更)